

山口県報

令和4年
8月26日
(金曜日)

目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要
(環境政策課)……………一

解除予定保安林(周防大島町)(森林整備課)……………三

保安林の指定(柳井市)(森林整備課)……………三

○公安委公告

契約の締結……………三



山口県告示第二百五十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和四年八月二十六日から同年九月十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和四年八月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東ソー株式会社
住 所 周南市開成町四五六〇番地

- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東ソー株式会社南陽事業所
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使用の方法
	能 (m^3 /日)	工 事 着 手 日	工 事 完 成 日	
三三二八	三・六	令和四、一〇、一	令和四、一五、一五	令和四、一二、三〇
備考 「三三二八」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する遠心分離機をいう。				断続二〇時間 使用時間 間隔の概 要 一日当た りの使用 時間 季節的変 動の概 要 変動なし

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	汚水等の汚染状態の値			汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	通	常	最大	
三三二八	九	六	一、五五〇・六一、五五〇・六一	三・六
七	六	三六	三六	三・六
	九	三六	三九・四	三・六
	三	三六	三九・四	三・六
	六	三九	三九・四	三・六

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	処理の方式	使用時間間隔	使用時間	概季節的変動の要	工事着手予定	工事完成予定	使用開始予定
酸分解処理槽	チタン製	(m ³ /日)力	酸化	連続	二四時間	概季節的変動なし	(既)	(設)
総合排水処理施設	堰囲い	三、八四〇、〇〇〇	沈殿	〃	〃	〃	〃	〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	項目		汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	処理前	処理後	通	常	
酸化分解処理槽	〃	七	六	九	三三三・三
〃	〃	〃	〃	〃	三三三・三
総合排水処理施設	〃	八	三	五	四六・七
〃	〃	〃	〃	〃	四六・七

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排水口	排出水の汚染状態の値		排水水の一環当たりの量 (m ³)
	通	常	
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃

No. 2	No. 1
排水口	排水口
〃	八
〃	九、六
三	二・五
五	四・三
一〇	六
二〇	一三
〃	一
一・三	〇・九
二・二	一・二
〃	〇・一
〃	〇・二
二、九四九、三三〇	二四〇、二〇〇
二、九四九、四〇八	一四〇、二〇〇

山口県告示第二百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和四年八月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除予定保安林の所在場所
大島郡周防大島町大字神浦字行ノ木迫一〇一六六の七
- 二 保安林として指定された目的
魚つき
- 三 解除の理由
道路用地とするため

山口県告示第二百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和四年八月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林の所在場所
柳井市伊保庄字山根二五七七・一一〇八一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字小野二六〇九、一一〇五八、一一〇五八の一（次の図に示す部分に限る。）、一一〇六五の一、字水谷二六七六の一（次の図に示す部分に限る。）、二六七六の二、二六七七、二六七八の一、二六七八の三、二六七九の一、二六七九の二、二七八〇、二七八一、二七八二の一、二七八三、二七八九、一二九二八（次の図に示す部分に限る。）、字椋木二六八六の一、二六八六の三、二六八七の一、二六八七の三、一一〇三三の一、一一〇七二、一一〇七四、字船河原二六九〇の五、字後呂一一二四六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

柳井市伊保庄字山根二一〇八一・字小野一一〇五八の一・字水谷二六七六の一・二六七七・一二九二八（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、柳井市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び柳井市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和四年八月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
交通信号灯器 七二八台
- 三 契約の相手方を決定した手続

令和四年八月二十六日印刷
令和四年八月二十六日発行

発行人所

山口県知事庁

一般競争入札

落札者を決定した日
令和四年七月二十八日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

コイト電工株式会社 静岡県駿東郡長泉町南一色七二〇番地

六 落札金額

二千七百十五万七百五十円

七 入札公告日

令和四年六月十七日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格